平成２２年（フ）第７６号
北海道苫小牧市見山町３丁目２番８号畠山フジ方
債務者　亀谷由美子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１２号
秋田市雄和平尾鳥字中山42番地
債務者　角田　明美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６号
秋田市新屋大川町29番31号
債務者　東海林　薫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４号
秋田市八橋イサノ１丁目３番８号
債務者　加藤利恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
福島市清明町１番７号　大河原ビル503号室
債務者　大沢　俊也
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
福井県あわら市田中々第４号21番地　田中々団地44号
債務者　創・食・味池見こと　池見　好治
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長野市信州新町新町1360番地２新町団地Ｄ棟106号、前住所長野県上高井郡小布施町大字小布施852番地の２
債務者　中山由美子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
長野市中御所２丁目28番12―５号
債務者　田中　秀臣
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長野市大字高田712番地11コーポ牛山２―Ａ号室
債務者　一宮千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
長野県大町市大町5450番地11
債務者　一ノ瀬美智子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６５号
長野県大町市平6215番地２
債務者　一ノ瀬しな子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７１号
長野県塩尻市大字広丘原新田231番地５
債務者　髙島亀久子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０号
長野県飯田市馬場町３丁目397番地７
債務者　武田　夏代
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２２号
長野県飯田市山本6722番地１市営住宅44―63号、前住所長野県飯田市高羽町１丁目５番地４サンシエル北原
債務者　津金三枝子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第９７号
三重県四日市市室山町３番地１
債務者　金子　キヱ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
三重県四日市市笹川８丁目72番地２
債務者　後藤　晃歩
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
三重県四日市市西富田２丁目７番25号、住民票上の住所三重県四日市市楠町北五味塚1972番地65
債務者　山田　吉文
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係